

保育料軽減制度のご案内

(ひょうご保育料軽減事業)

兵庫県では、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境をつくるため、事業所内保育施設に通う0歳～2歳の子どもの保育料の一部を補助します。

(保育施設が保育料軽減を行った場合に、その軽減額を県から施設へ補助する制度です)

対 象

【子どもの要件】

次の要件を満たす子どもの保育料が対象です。

- ・ 兵庫県内に住所を有し、令和3年4月1日時点で2歳以下
(平成30(2018)年4月2日以降の生まれ)
- ・ 認可外の事業所内保育施設を利用している



【世帯の要件】

世帯合計の市町民税所得割額が次の額未満の世帯が対象となります。

- ・ 第1子 : 57,700円未満 (ひとり親世帯等は、77,101円未満)
- ・ 第2子以降 : 155,500円未満 (// 169,000円未満)

※以下の税額控除を受けている場合は、控除前の金額で判定します。

(住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割、外国税額控除)

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等を指します。

※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。

対 象 期 間

令和3年4月から令和4年3月までの間で事業所内保育施設に在園した期間

補 助 額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の補助基準額を上限に補助します。
ただし、保育料の1/2と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

- ・ 第1子 : 10,000円
- ・ 第2子以降 : 15,000円

※補助額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。

※対象は月額の保育料です。時間単位・日数単位の一時預かり保育料は対象とはなりません。

申 請 手 続 き

以下の書類を作成し、利用されている事業所内保育施設へ提出してください。

施設への提出期限： 月 日() ※施設から県への提出期限：11月30日(必着)

申請に必要な書類

- ① 保育料軽減事業に関する申請書 (各施設にあります)
- ② 子どもの出生順位を確認できる書類 (世帯全員の住民票 または 健康保険証の写し)
※健康保険証がカード式の場合は、全員のカードを並べてコピーしてください
- ③ 令和2年度と令和3年度の市町民税所得割額が分かる書類の写し →詳しくは裏面へ
- ④ ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類 (該当世帯のみ)

→詳しくは①申請書の裏面へ

市(町)民税所得割額の確認方法

- ・世帯の中で市町民税課税対象となっている全員分の、令和2年度・令和3年度の2か年分の書類が必要です。
- ・通知書の名称や書式は、各市町で異なります。

1 給与所得者（サラリーマン、公務員など）

⇒ 市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
 ※毎年6月頃、勤務先を通じて配布されます。

2 自営業者等（1のうち、住民税が給与天引きされていない場合も含む）

⇒ 市町民税・県民税納税通知書（課税明細書） ※毎年6月頃、お住まいの市町から送付されます。

3 上記1・2が手元にない場合

⇒ 課税証明書
 ※お住まいの市町の市役所・町役場で発行を受けてください。発行には手数料がかかります。

○市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 の確認方法

令和3年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										(単位:円)				
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	配偶者	不納付	配偶者	不納付	配偶者	不納付	課税所得③	税額控除前所得割額④			
	給与所得			分離短期譲渡					税額控除額⑤	10000	市	税額控除前所得割額④		
	その他の所得計			分離長期譲渡					所得割額⑥	85000	町	税額控除前所得割額④		
所得控除	雑損		所得控除金額①	医療費	障・寡・勤	配偶者特別	配偶者	法 養	基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦			
	社会保険料			配偶者	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	小規模企業共済			配偶者特別	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	生命保険料			配偶者特別	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	地震保険料			配偶者特別	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	寄附料			配偶者特別	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	(摘要)			配偶者特別	法 養		基 礎	所得割額⑥	均等割額⑦					
	3	市民税住宅借入金等特別控除額		10,000円	市民税住宅借入金等特別控除額		***円							
	2	所得割額⑥		85000										
	例	配偶者控除あり		所得割額 85,000	+ 控除額 10,000		= 95,000円	で	対象になるか判定します					

* 配偶者控除

① 配偶者控除の欄に「1」「有」「※」等あれば、配偶者控除を受けていることが確認できるので、提出は1人分の書類のみで足りません。記載が無い場合は、配偶者の市町民税所得割額が分かる書類も提出してください。合算して判定します。

* 市(町)民税所得割額

② 所得割額⑥と③市(町)民税控除額(※)を足した額が所得割額となります。市町によっては、控除を受けていても様式に税額控除額が記載されていない場合があります。その場合は、市町民税の担当職員に控除額を聞き取り、その内容を申立書(各施設にあります)に記載して提出してください(市町の税担当窓口で発行を受けた控除額が記載された書類でも可)
 (※)住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割、外国税額控除

○神戸市に在住(令和3年1月1日時点)の方の計算方法

指定都市では市民税と県民税の税率が異なります。そのため、他市町と同様の税率(旧税率)で所得割額を算定する必要があります。

* 「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」「市民税・県民税納税通知書」

⇒ 旧税率で算出(所得割額×6/8)して判定します。

* 「課税証明書」(神戸市発行)

⇒ 「指定都市以外の標準税率による市民税額」欄に旧税率による市民税額が記載されています。「税額控除後所得割額(減免前)」に「調整控除」以外の控除額を合算した額で判定します。

問い合わせ先

兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 こども政策課 こども企画班

TEL 078-341-7711 内線2870 (受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:30)

兵庫県ホームページにも事業内容やよくある質問について掲載しています。

ひょうご保育料軽減事業

本事業は、財源の一部に法人県民税超過課税を活用し実施しています